

議 案 第 73 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

平成23年3月31日をもって館山市及び南房総市学校給食組合が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成23年2月23日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

本組合の組織団体である一部事務組合の解散により、本組合を組織する地方公共団体の数が減少するとともに、本組合同規約の一部を改正する必要があるため。

千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合同規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「布施学校組合 館山市及び南房総市学校給食組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に改める。

別表第2 共同処理する団体の欄中「布施学校組合 館山市及び南房総市学校給食組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に改める。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。